

空知教育センター組合教育委員会事務局組織規則

昭和43年 9月 5日
教育委員会規則 第4号

(趣旨)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第17条第2項の規定に基づき、空知教育センター組合教育委員会事務局（以下「事務局」という。）の組織等について、必要な事項を定めるものとする。

(職員の配置と職務)

第2条 事務局に指導主事及び教育次長、主幹、副主幹又は主査を置き、ほかに必要な職員を配置する。

2 指導主事は、教育長の命を受けて研修を行う者に専門的・技術的な助言及び指導を与えるとともに、研修に関する事務に従事する。

3 第1項に規定する職員（指導主事を除く。）は、上司の命を受けて部下職員を指揮監督し、担当事務の進捗、整備及び処理について責任を有する。

(代決)

第3条 教育長に事故があるとき、あらかじめ教育長の指定する職員が代決する。

(事務局の事務)

第4条 事務局の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 教育委員会の会議に関すること。
- (2) 事務局職員及び空知教育センター職員の任免その他人事に関すること。
- (3) 教育委員会の所掌に係る歳入歳出予算及びその経理に関すること。
- (4) 教育委員会規則の制定又は改廃に関すること。
- (5) 公文書類の保管その他文書に関すること。
- (6) 公印及び職印の管守に関すること。
- (7) 広報に関すること。
- (8) 北海道教育委員会その他の教育委員会との連絡調整に関すること。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、事務局事務に関する事項

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和49年1月8日教委規則第6号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和63年6月1日教委規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成16年6月10日教委規則第1号）

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の空知教育研修センター組合教育委員会事務局組織規則の規定は、平成16年4月1日から適用する。

附 則（平成18年6月27日規則第1号）

この規則は、公布の日から施行し、第1条規定による改正後の空知教育センター組合教育委員会会議規則の規定、第2条の規定による改正後の空知教育センター組合公告式規則の規定、第3条の規定による空知教育センター組合教育委員会事務局組織規則の規定、第4条の規定による空知教育センター規則の規定及び第5条の規定による空知教育センター組合教育委員会公印規則の規定は、平成18年3月27日から適用する。

附 則（平成24年7月27日教委規則第4号）

この規則は、平成24年8月21日から施行する。

附 則（平成27年5月25日規則第1号）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項の場合においては、第1条の規定による改正後の空知教育センター組合教育委員会会議規則、第2条の規定による改正後の空知教育センター組合教育委員会公告式規則、第3条の規定による改正後の空知教育センター組合教育委員会事務局組織規則及び第4条の規定による改正後の空知教育センター組合教育委員会公印規則の規定は適用せず、第1条の規定による改正前の空知教育センター組合教育委員会会議規則、第2条の規定による改正前の空知教育センター組合教育委員会公告式規則、第3条の規定による改正前の空知教育センター組合教育委員会事務局組織規則及び第4条の規定による改正前の空知教育センター組合教育委員会公印規則並びに第5条の規定による廃止前の空知教育センター組合教育委員会教育長職務代理に関する規則の規定は、なおその効力を有する。